

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日がと  
休日は、  
翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定  
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出  
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出  
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

## 告 示

### 鳥取県告示第七十二号

鳥取市が行う土地改良事業に係る高草地区第九工区の換地計画の認可申

請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年一月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市皆生四軒屋土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 住 所

- 八原 博義 米子市皆生一三十一
- 進野 忠雄 米子市皆生五二三
- 生田 要一 米子市皆生七七
- 杉尾 和夫 米子市皆生一二七一二
- 皆広 正夫 米子市皆生四一
- 八原 恒美 米子市皆生一一八
- 八尾 勉 米子市皆生二〇九
- 結城 国雄 米子市皆生四二一一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市久松支部	常田 享詳	平井 為善	鳥取市庵丁人町二	昭和五十二年三月三日	政党の支部
田中正巳鳥取県後援会	太田実太郎	津村 武	鳥取市扇町二一	"	その他
山根眸後援会	福本 司	大野 昌之	八頭郡家町大字 福地四〇三	昭和五十二年四月十四日	"
竹内鶴雄後援会	高木 静雄	松本 明	八頭郡家町大字 西御門三一三	昭和五十二年七月十七日	"

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党倉吉市連合支部	主たる事務所の所在地	倉吉市塚町三丁目六三	倉吉市明治町一〇三二	昭和五十二年十二月十五日	政党の支部
自由民主党鳥取県日本看護連盟支部	代表者の氏名	岸本 由貴江	山田 きよ子	昭和五十二年一月十五日	"
公明党鳥取県本部	"	庵野 勝文	岸本 操	昭和五十二年一月十八日	"

日本司法書士政 治連盟鳥取会	"	松田 清巳	森 原 学	昭和五十 二年十二 月七日	その他 の政治 団体
広島さんと語る 婦人の会	"	真栄 増雄	景山 善次郎	昭和五十 二年十二 月十三日	"
井上彬後援会	会計責任者の 氏名	福本 潔	上原 正代	昭和五十 二年十二 月十四日	"
鳥取県中小企業 政経協議会	"	山内 大八郎	岩井 登志雄	昭和五十 二年十二 月十七日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和五十九年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和六十年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八二七

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 部 福之助

- 一 日時 昭和六十年一月二十八日（月）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
  - 2 その他

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁  
決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和60年1月25日

鳥取県収用委員会会長 山 本 博

- 1 起業者の名称 鳥取県
- 2 事業の種類

県道高路古海線改築工事

3 収用の裁決手続に係る土地並びに土地所有者及び関係人

土 地				土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人	
所 在 地 番 号	地 目	全筆の地積 (㎡)		氏 名	住 所	氏 名	住 所
		土地登記簿上のもの	実 測				
鳥取市本高 字四反田	田	892	892.72	次の者のうちのいずれかの者 山本 義三郎	鳥取市本高192-1 鳥取市本高175	な	し

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)